

法令遵守規程

(目 的)

第1条 この規定は、一般社団法人全国食支援活動協力会(以下「この法人」という)の健全な事業の運営にあたり、コンプライアンスの統制方針、体制及びその具体的な方法・手順等について必要な事項を定めることを目的とする。

(定 義)

第2条 コンプライアンスとは法令、条例、通達等法に加えこの法人が定める諸規定等を遵守し社会人として求められる倫理・行動規範を全うすることをいう。

(守秘義務)

第3条 この法人の役職員は、職務を通じて知り得た情報を、個人・団体の同意なしに正当な理由なく他に漏らしてはならない。
なお、この守秘義務は退職などによって職場を離れた場合においても継続する。

(誠実な態度)

第4条 この法人の役職員は、仕事の一環として個人や団体の様々な相談に応ずることがあるが、いかなる相談であれ、無責任な回答を行なってはならない。苦情があった場合にも事態を正確に調査し、相手の立場にたった誠実な対応をとらなければならない。

(癒着の排除)

第5条 この法人の役職員は、いかなる行為であれ、個人と法人の立場の違いを曖昧にするような依頼に応じてはならない。

(情実取引の排除)

- 第6条 この法人の役職員は、縁故者や友人、その他何らかの個人的な利害関係のある団体が現れた場合には、直属の上司に報告し、適切な指示を受けなければならない。
- 2 特定の個人又は団体の利益のみの増大を図る活動を行う者に対し、寄付その他の特別の利益を与えてはならない。
 - 3 理事会の決議について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わるできない。

(リベート要求等の禁止)

第7条 この法人の役職員は、自己の立場を利用して、たとえ間接的な表現でも団体に金品や接待を求めてはならない。

なお、許容範囲内にあると思われる行為でも、それが第三者の目に不自然な行為として映る場合には、これを差し控えなければならない。

(法令遵守責任者の役割)

第8条 法令遵守責任者はこの法人全体の法令遵守体制確保のため、この法人の役職員に対し、コンプライアンスの周知徹底、遵守における問題点の抽出、チェック、評価を行い、この法人に於ける法令遵守の総責任者としての役割を担う。法令遵守責任者は法人の専務理事が務める。

(法令遵守体制)

第9条 法令遵守責任者は、法令遵守の周知徹底のため、コンプライアンス委員会においてコンプライアンス状況の報告及び検討をする。

2 コンプライアンス委員会は、この法人の担当理事、職員、外部有識者にて構成される。

3 法令遵守責任者は、役職員からの報告を受け、コンプライアンス上の問題が発生した場合は、コンプライアンス委員会における検討会議を開催し、問題の解決、処理等の対応にあたる。

(法令遵守の確認・対応)

第10条 法令遵守責任者は役職員その他からの通報等を踏まえ、規程等の不適合やその他コンプライアンスに反する事項については、速やかに必要な措置を講じなければならない。

2 不正発生時には、原因究明、関係者に対する厳格な処分及び再発防止を確実に実施し、その内容を公表する。

(理事会への報告)

第11条 法令遵守責任者は運営規定並びに関連遵守事項および請求事務等を確認した内容を、定期の理事会において報告し承認を得る。また前項に違反のある場合には監事に報告をし監査を受け、必要に応じて定期理事会以外に理事会の招集を求め報告する。

(法令遵守チェックの評価・改善)

第12条 法令遵守責任者は「法令遵守体制」「法令遵守の確認・対応」について、その状況及び実効性について評価し、その結果 必要な事項については、改善を求めるものとする。

(業務執行状況の監査)

第13条 監事は定期的に業務執行状況ならびに会計状況を必要に応じて、関係書類ならびに関係者への聴取などの方法により効果的に監査するものとする。

附 則

この規程は、令和元年5月19日から施行する。

令和元年9月26日 一部改正

令和7年10月3日 一部改正